

・「ものづくり労働者が雇用者に占める割合」(P14)

分母は「労働力調査」による製造業、自動車整備業、機械等修理業及び学術・開発研究機関の雇用者数、分子は「企業が求める人材の能力等に関する調査」のものづくり労働者数(下参照)を用いた。

・「ものづくり労働者」(P14、16、17)

日本標準産業分類における、「製造業」又は「サービス業」のうち、「デザイン・機械設計業」「学術・研究開発機関」「自動車整備業」「機械等修理業」の企業における「ものづくり基盤技術」に従事する労働者をいう。また「ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法で定める「設計に係る技術」(32.0万人)、「切削に係る技術」(20.1万人)、「機械器具の修理及び調整に係る技術」(19.5万人)「製造過程の管理に係る技術」(18.5万人)など26の技術をいう。(ものづくり労働者数推計206.5万人)

・「ものづくり人材」(P19、20)

ものづくり産業で働くすべての人材を指す。また「ものづくり産業」とは日本標準産業分類の製造業に含まれる各業種をいう。

技能の継承・振興に関する 現行の施策等

1. 高度熟練技能者の認定・活用
2. 「ものづくり立国」の基盤整備
3. 技能競技大会、技能者顕彰

技能の継承、振興に関する施策等について

背景

- ① 団塊世代が引退過程に入る「2007年問題」
- ② 若者のものづくり技能離れ

我が国の国際競争力を支える「ものづくり技能、現場力」の喪失の危機

- ① 技能継承・現場力強化の取組の必要性
- ② 若者を現場に誘導・育成するための技能の振興



対策

- ① 技能継承・現場力強化の取組に対する支援
- ② 技能の振興